

# 美祢市新本庁舎整備 基本構想（案）

平成30年5月

美祢市本庁舎整備検討委員会

# 目 次

<b>I 新本庁舎整備の背景</b>	・・・ 1
1. はじめに	
2. 本庁舎の現状と問題点	
3. 本庁舎の耐震診断	
<b>II 新本庁舎整備の規模</b>	・・・ 8
1. 規模算定の基本要件	
2. 新本庁舎の必要規模算定	
3. 駐車台数の考え方	
4. 新本庁舎面積算定	
5. 敷地面積	
<b>III コスト比較</b>	・・・ 12
1. 事業費の比較	
2. 本庁舎整備の総合判断	
<b>IV 新本庁舎の基本的な考え方</b>	・・・ 17
1. 基本理念	
2. 基本方針	
<b>V 新本庁舎の位置</b>	・・・ 19
1. 建設候補地の条件	
2. 建設候補地の比較と評価	
3. 新本庁舎の位置	
<b>VI 庁舎形態、複合化、財源及び整備手法等</b>	・・・ 22
1. 庁舎の形態	
2. 庁舎機能の複合化	
3. 財源の確認	
4. 事業手法	
5. 発注手法	
<b>VII スケジュール</b>	・・・ 30
1. 今後のスケジュール	
<b>VIII 資料</b>	・・・ 31
1. 美祢市本庁舎整備検討委員会委員名簿	
2. 本庁舎整備に関するこれまでの検討経緯	
3. 建設適地候補地一覧表（その1）	
4. 建設適地候補地一覧表（その2）	
5. 厚狭川 洪水ハザードマップ（市役所付近抜粋）	
6. 検討委員会で発言された主な質問と回答	
7. アンケート集計結果	

# I 新本庁舎整備の背景

## 1. はじめに

現在の美祢市本庁舎は、昭和34年(1959年)に、鉄筋コンクリート造3階建て(一部4階建て)で建設され、以来今日まで58年の長きにわたり市民生活の安全安心を支える拠点として利用されてきました。



市役所の本庁舎は、地方公共団体が福祉、街づくりや教育など様々な事務を処理するに当たり基幹となる施設ですが、これまでの本庁舎は大規模改修を行っていないために老朽化が進行し、耐震診断の結果では耐震性に大きな不安があり、早急に対応することが求められています。

また、窓口スペースの狭あい化やバリアフリー化も十分ではなく、さらには本来、本庁舎で集中的に行う業務が数か所に分散して行われているために、市民サービスの観点からも多くの市民に不便をかけています。

以上のことを踏まえると、今本庁舎を整備することは非常に重要であり、且つ確実に進めていく必要がある事業と考えられます。

この基本構想は、これから使い続けていく庁舎について基本的な方針・考え方をまとめたもので、この基本構想を道しるべとして今後、基本計画、基本設計・実施設計へと事業を進めていき、市民が「夢・希望・誇り」を持って暮らす交流拠点都市美祢市の実現に寄与できる新本庁舎の整備を行います。

基本構想とは・・・庁舎整備事業を行うに当たり、現状や必要性、規模、機能、建設候補地などの設計与件をまとめるもので、今後の事業推進の根幹となるものです。

## 2. 本庁舎の現状と問題点

### (1) 現本庁舎及び周辺庁舎の概要

施設名	建築年次	経過年数	建築面積	延床面積	基準
本庁舎	昭和34(1959)年	58年	909㎡	2,797㎡	旧耐震
第一別館	昭和59(1984)年	34年	488㎡	1,140㎡	新耐震
第二別館	昭和49(1974)年	44年	395㎡	657㎡	旧耐震
第三別館	昭和45(1970)年	48年	421㎡	749㎡	旧耐震
商工労働課	昭和44(1969)年	49年	175㎡	172㎡	旧耐震
保健センター	昭和59(1984)年	34年	346㎡	552㎡	新耐震
合 計				6,067㎡	

新耐震基準、旧耐震基準とは

昭和56年(1981年)に耐震基準が変わり、旧耐震基準の『震度5程度の地震に耐えうる建物』との規定から、新耐震基準では『震度6強以上の地震で倒れない建物』に規定されました。

新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれています。

旧耐震基準の建物は中地震に耐えるように設計されていましたが、大地震に対するチェックはされていないので、新耐震基準にあわせた耐震診断が必要となりました。

一方で、新耐震基準以降の建物は、中地震に対して損傷しないことに加えて、大地震に対して倒壊しないことや、平面と立面的にバランスよくすること等が要求されています。



## (2) 現庁舎の状況と問題点

### 《老朽化》

本庁舎においては平成11年に外壁及び屋上防水改修を行っているため、目視での破損は見当たりませんが、室内の壁にひび割れ（クラック）が見受けられます。

また、軒下等において爆裂等によりコンクリート片が落下し、露筋が見受けられる事象が起きています。

その他、電気給排水等の設備機器についても多くが耐用年数を過ぎており、今後の維持管理費が増大することも懸念されます。



### 《建具》

外部面の建具については、建設当時のスチールサッシが引き続き使用されており、開閉困難な場所や窓回りシーリングの劣化による雨水の侵入及び錆の発生が多く早急な改修が必要となっています。



### 《市民サービス》

各種受付窓口が各建物に分散し来庁者からは窓口が分かりにくい等の利便性の低下をまねいています。また各受付や相談窓口においてもスペースが十分に確保なされていないので、プライバシー確保が不十分となっています。



### 《バリアフリー等》

高齢者や障がいのある人が安全かつ快適に利用できるように配慮したバリアフリーに対応できておらず、部分的には改修も行っていますが、根本的な解決が困難な状況となっています。

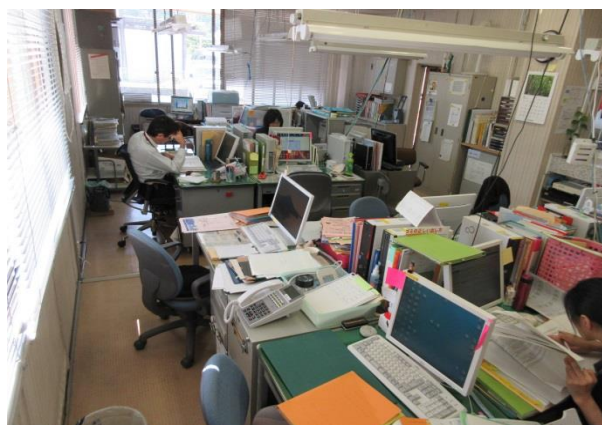
特に2階以上の部署に行くには階段を使用するしか手段がなく、障がいのある人や高齢者には多大な負担をかけることになり、エレベーターやスロープを設置するなど早急に対策を講じる必要があります。



### 《面積狭小》

本庁舎が狭小のため、多くの部署が他の施設（建物）で執務を行っていますが、なおかつ執務室のスペースが狭く、また会議室や相談室も不足しています。

さらには文書保管場所にも苦慮しており、旧大嶺高等学校を保管場所として利用し当面をしのいでいる状況になっています。



### 《高度情報化》

I T機器の設置やシステムの配備に伴うスペース、電気容量等の不足などネットワーク環境の拡張には限界があります。さらに現在の施設では物理的なセキュリティ対策にも限界があり早急な対応が求められます。

### 《浸水対策》

本庁舎は浸水1 m程度の厚狭川の洪水浸水想定区域に位置しており、浸水時には1階執務室まで浸水の可能性が予測されるので、何らかの対策が必要な状況になっています。

### 3. 本庁舎の耐震診断

#### (1) 耐震診断状況

##### ア 調査日

平成9年(1997年)12月

##### イ 診断結果

X方向(東西方向)：1～3階共全体的に $I_s$ 値が著しく低く、各階で極脆性柱の改善及びせん断力の向上を目的とした補強を必要とする。

Y方向(南北方向)：全ての階で $I_s$ 値を満たしているが、一部、下階壁抜けとなっているから地震時の軸力変動を考えると補強が必要と考えられる。

##### ウ $I_s$ 値と被害の目安

※ $I_s$ ：構造耐震指標

$I_s \geq 0.6$	震度6強に対し小破程度（コンクリートの剥離わずか）に留まる可能性が高い。
$0.6 > I_s \geq 0.3$	中破程度（コンクリートの剥離が激しく、鉄筋がかなり露出）も被害が生じる可能性が高い。
$0.3 > I_s$	大破（鉄筋が曲がり、鉄筋内部のコンクリートも破壊）・倒壊に至る可能性がある。

##### エ 耐震安全性の分類

I類	<p>（目標）大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に十分な機能確保が図られている。</p> <p>（対象施設）災害応急対策活動に必要な建築物のうち、対策本部等を設置する特に重要な建築物。</p>	市役所
		$I_s$ 値 0.90 以上
II類	<p>（目標）大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に十分な機能確保が図られている。</p> <p>（対象施設）災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の者が利用する建築物。</p>	市民会館
		$I_s$ 値 0.75 以上

Ⅲ類	(目標)大地震後、構造体の部分的な損害を生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標に、人命の安全確保が図られている。 (対象施設)Ⅰ類、Ⅱ類以外の建築物。	一般的な建築物
		Is値 0.60 以上

オ 耐震診断結果表

※Iso：構造耐震判定指標値 地域指標=0.8(山口県)

方向	階	Is値	Iso	判定	補強方法
X	4階	0.64	$0.9 \times 0.8 = 0.72$	N.G	
	3階	0.38		N.G	耐震壁増設、柱補強
	2階	0.25		N.G	耐震壁増設、柱補強
	1階	0.29		N.G	耐震壁増設、柱補強
Y	4階	1.90	$0.9 \times 0.8 = 0.72$	O.K	なし
	3階	1.20		O.K	なし
	2階	0.93		O.K	なし
	1階	0.92		O.K	なし

カ コンクリート圧縮強度結果表

コア番号	部位	圧縮強度(Kgf/cm <sup>2</sup> )		平均値(Kgf/cm <sup>2</sup> )	
1	1階外壁	136	(13.3)	149.3	159.1>135 <設計基準強度>
2	1階外壁	133	(13.0)		
3	1階外壁	179	(17.6)		
4	2階外壁	185	(18.1)	153.0	
5	2階外壁	121	(11.9)		
6	3階外壁	157	(15.4)	171.0	
7	3階外壁	185	(18.1)		
8	4階外壁	177	(17.4)	177.0	

(2) 補強対策に関する意見

2次診断レベルの耐震補強として補強壁の設置が考えられるが、耐震改修設計として3次診断レベルで補強した場合、2次診断で無視されている事項として、各支点での基礎の浮き上がり、補強壁に接する梁の曲げ破壊、補強部分以



外での柱や梁の破壊などが発生する可能性が試算できる。したがって壁補強のみで必要 $I_s$  値を満足することは非常に困難と考えられる。

また、それ以上の補強を行ったとしても、原設計の柱・梁の断面が小さい事、同じく主筋及び柱フープ・梁スターラップの鉄筋量が少ない事などの理由から、3次診断レベルの解析を行った場合、補強部分へ有効にせん断力が伝わるとは考え難く、建物の使用性を大きく損なう補強となる可能性が非常に高いため、補強以外の別な方法による対策が必要と言わざるをえない結果と考えられる。

## Ⅱ 新本庁舎整備の規模

本庁舎の整備に当たり、耐震補強と改修で対応するのか、新たに建替えるのかの二通りの選択肢があり、建替える場合の基本要件を次のように検討します。

### 1. 規模算定の基本要件

#### (1) 推計職員数

新たに整備する本庁舎は今後相当の期間にわたり使用することになり、人口や政策により職員数の変動も考えられるなかで、行政組織改革や業務の効率化、人口減による業務量が減少する反面、地方分権改革に伴って国、県から移譲される業務の増加の他、新たな施策が展開されることなどから、相対的には業務量に大きな変化は生じないと予測されますので、本庁舎整備完了の平成35年4月を基準に財政計画等から推計されている職員数とします。

#### (2) 新庁舎に配置する職員数

公的年金制度の改正や退職年齢の引き上げが検討されている事などと、退職後の再雇用などに起因する職員数の変動を考慮し、また組織改革や現状の分散配置を引き続き実施すると推測し、新庁舎への職員配置は270人とします。

なお、今回の職員配置人数は、庁舎規模を算定するためのものであり、将来の職員数を示すものではありません。

#### (3) 議員定数

議員数は「美祢市議会議員の定数に関する条例」による16人とします。

### 2. 新本庁舎の必要規模算定

#### (1) 算定方法

建替える本庁舎の規模は、他の自治体が算出している手法を参考に、総務省地方債同意等基準(人口5万人未満の市町村)に基づく面積と、総務省地方債同意等基準以外債同意等基準以外(現状面積及び他市の事案を参考にして算出)で必要となる面積の合計とします。

なお、この算出基準は庁舎建設事業の起債算定の際に用いられる計算式として設けられましたが、平成23年度に廃止されました。しかしながら、本庁舎建設にあた

って合併推進債の活用を予定していることから、庁舎の延床面積を算定する指標として用いることとします。

### 3. 駐車台数の考え方

#### (1) 駐車場規模の算定

現在の美祢市の交通アクセスは公共交通機関が少なく、アンケートの結果でも示しているように、90%を超える来庁者が自動車に依存していることから、来庁者・議員・公用車・職員のそれぞれの必要な駐車場面積を確保する必要があります。

#### (2) 来庁者用

会議や集会時など来庁者が多い時期に対応できるように、また分散している部署がまとまることを考慮して40%増しの100台を目安に、来庁者の利便性を十分に考慮、さらには議会用駐車場も含んだまとまりのある効果的な配置を確保します。

なお、「高齢者や身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」等に基づき、2～3台分を障がいのある人用として確保するとともに、雨天時の利用にも配慮した計画とします。

#### (3) 公用車用

部署の配置等を考慮して66台分を確保します。

#### (4) 職員用

基本的に、本庁舎敷地内の駐車場は来庁者用と公用車を主としてスペースを確保し、職員の駐車場は通勤距離の短い職員には徒歩や自転車通勤を促進するなどして、駐車場不足対策を講じながら、現在の必要台数約250台を設計段階において、解体予定の庁舎跡地などを整備することや近隣市有地の一時的な活用も含めて可能な限り確保します。

また駐輪場についても来庁者用も含めて必要台数分を確保します。

以上から駐車場内通路を含めた駐車場面積として、来庁者用、議員用、公用車用の165台分の3,000～3,500㎡が必要となります。

なお、職員用の250台を加えた合計415台分の駐車場を確保するには8,000～8,500㎡が必要となります。

## 4. 新本庁舎面積算定

### (1) 算定結果

A：総務省地方債同意等基準(人口5万人未満の市町村)

		職員数	基準面積	標準面積	備考
① 事務所	特別職	4人	54.00m <sup>2</sup>	216.0m <sup>2</sup>	市長、副市長、教育長、管理者
	部長級	14人	11.25m <sup>2</sup>	157.5m <sup>2</sup>	
	課長級	36人	8.10m <sup>2</sup>	291.6m <sup>2</sup>	
	課長補佐係長級	87人	8.10m <sup>2</sup>	704.7m <sup>2</sup>	
	一般職員	129人	4.50m <sup>2</sup>	580.5m <sup>2</sup>	嘱託、臨時職員を含む
	小計	270人		1,950.3m <sup>2</sup>	7.2m <sup>2</sup> /人
② 会議室等	職員数×7m <sup>2</sup>			1,890.0m <sup>2</sup>	会議室、便所、洗面所、湯沸室等
③ 倉庫	事務室面積①×13%			253.5m <sup>2</sup>	
④ 玄関・廊下	各室面積(①+②+③)×40%			1,637.5m <sup>2</sup>	
⑤ 議会関係		16人	35.00m <sup>2</sup>	560.0m <sup>2</sup>	
⑥ 車庫	公用車	66台	25.00m <sup>2</sup>	0.0m <sup>2</sup>	別に検討
合計				6,291.4m <sup>2</sup>	23.3m <sup>2</sup> /人

B：総務省地方債同意等基準以外で必要となる面積

機能	算定根拠	算出面積
①防災機能	防災対策本部：200m <sup>2</sup> 、備蓄倉庫：100m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
②保管機能	書庫：250m <sup>2</sup>	250m <sup>2</sup>
③業務支援機能	電算室、相談室、ATM、空調機械室、宿直室等	400m <sup>2</sup>
④福利厚生機能	休憩室：50m <sup>2</sup> 、職員組合事務所：50m <sup>2</sup> 、更衣室：260m <sup>2</sup>	360m <sup>2</sup>
⑤市民スペース	市民交流スペース等	300m <sup>2</sup>
合計		1,610m <sup>2</sup>

以上の算定から6,291m<sup>2</sup>+1,610m<sup>2</sup>=7,901m<sup>2</sup>、合計面積約7,900m<sup>2</sup>を基本とします。

### (2) 既存庁舎利用による事務所面積の削減計画

現在利用している庁舎の内、これからも約20年間程度は利用できる可能性がある第一別館(延べ床面積1,140m<sup>2</sup>)と保健センター(延べ床面積550m<sup>2</sup>)については、新本

庁舎の建設位置に係らずに利用を継続することで検討すれば、計画の延べ床面積から減じることができ、ある程度の事業費圧縮が可能であると想定されます。

ただし、上記の2施設ともに大規模な改修工事は行っていないため、継続して利用するには以下の対策が必要になります。

- ・ 新本庁舎を近接して建設した場合には利用効率が格段に上昇しますが、エレベーター等の昇降装置が整備されていないので、連絡用渡廊下等の設置が必要です。
- ・ 利用目的に合わせて内装の改修及び屋上防水等の点検や電気、給排水及び空調設備を更新等の改修工事を行う必要があります。

### (3) 本庁舎規模

以上の条件をもとに新本庁舎の延床面積は、基本面積の7,900㎡から継続可能な2施設の面積を差し引いた6,700～6,800㎡程度に圧縮することも可能です。

その他の項目による事務所面積削減については、基本計画、基本設計の段階で精査し、建設費削減に努めることとします。

なお、施設の複合化を実施する場合には、改めて適正規模を確認します。

## 5. 敷地面積

建替えに必要な敷地面積は以下のように想定します。

### (1) 建物敷地面積 2,000～2,600㎡

4階～5階建てを想定し建築面積1,700㎡と建物周辺に余裕幅を持たせたものです。

### (2) 駐車場敷地面積 ①3,000～3,500㎡ ②8,000～8,500㎡

①合計165台の駐車場通路を含めた面積として20㎡/台で積算しました。

②合計415台の駐車場通路を含めた面積で積算しました。

### (3) その他 3,000～3,400㎡

公用車車庫、外部倉庫、進入路、緑地帯や記念碑・記念樹等のスペースを考慮しました。

### (4) 敷地面積合計 ①8,000～9,500㎡ ②13,000～14,500㎡

職員の駐車場を他の場所に設けた場合と場内に設けた場合で算定しました。

### Ⅲ コスト比較

#### 1. 事業費の比較

前「Ⅱ 新本庁舎整備の規模」をもとに比較を行うにあたり、建設事業の概算コスト比較とともに、現時点で一番有利と思われる合併推進債を利用した場合の一般財源額についても比較検討することにします。

なお、本庁舎を耐震補強、改修（長寿命化）工事を行っても、建物本体の寿命が延びることはありません。したがって、おおよそ20年以内には、再度、建替えについて検討する必要があるため、その事業費を含んだもので比較することとし、①耐震補強+改修（長寿命化）+増築と②新本庁舎建替えの二通りの選択肢について検討を行います。

また、耐震補強工事費については一般的な工法で積算しているため、再度の詳細調査の結果次第では大幅に増えることも予測されます。

※ 一般財源は合併推進債を活用するものとして算定しました。なお、この合併推進債は充当率90%、元利償還金の40%が交付税措置されます。

#### (1) 既存本庁舎の耐震補強にかかるコスト試算

##### ア 耐震補強、改修（長寿命化）、増築

設計費(耐震調査、基本計画、基本設計、実施設計)	80,000千円
本庁舎耐震補強工事費	272,000千円
本庁舎改修工事費 ※予算の範囲内の改修にとどめる	400,000千円
分館増築工事費(第2、3別館、商工労働課、文書保管庫)	855,000千円
仮設事務所設置費(12~16ヶ月)	450,000千円
第二、第三別館解体工事費(駐車場に利用するため)	90,000千円
代替え駐車場用地取得費	30,000千円
代替え駐車場用地他造成及び外構工事費	150,000千円
	<hr/>
	2,327,000千円
	(内一般財源 1,489,280千円)
耐震補強、改修した庁舎の20年後の建替え建設費	3,200,000千円
	(内一般財源 3,200,000千円)
	<hr/>
合 計	5,527,000千円
	(内一般財源 4,689,280千円)

【 耐震補強、改修、増築の工事及び積算条件等 】

(ア) 耐震補強内容

- ① 補強工法により事業費の差があるが、アウトフレーム工法で積算。
- ② 耐震補強材の基礎については標準的な積算にとどめる。

(イ) 改修（長寿命化）内容（予算の範囲内とする）

- ① クラック（ひび割れ）、露筋及び屋根防水の補修
- ② 外部及び内部建具の改修
- ③ エレベーター等昇降設備の新設
- ④ ユニバーサルデザイン及びプライバシー保護への対応改修
- ⑤ 市民のためのゆとりスペース改修
- ⑥ 電気照明設備、空調設備及び給排水設備の改修
- ⑦ 電算等のセキュリティー強化へ改修
- ⑧ 自家発電等の非常電源装置の改修（含む浸水の可能性による位置の変更）
- ⑨ その他

(ウ) 分館増築内容

- ① 第二別館、第三別館、商工労働課分の新執務室の増築（約1,500㎡）
- ② 文書、書類保管庫の新設（約300㎡）

(2) 建替えにかかるコスト試算

ア 現在地での建替え

設計費(基本計画、基本設計、実施設計)	125,000千円
本庁舎建築費	3,950,000千円
外構、その他工事費	200,000千円
旧本庁舎解体費	90,000千円
	4,365,000千円
	(内一般財源 2,793,600千円)

【 建替えの工事及び積算条件等 】

(ア) 整備内容

- ① 新耐震基準の第一別館、保健センターは引き続き使用するものとするが

この算定では該当面積の減は行っていない。

- ② 工事期間中に仮設事務所を設けない配置で計画する。
- ③ 第一別館とは渡廊下等の方法で連結する。

イ 新たに用地取得しての建替え（別の場所に建替え）

設計費(基本計画、基本設計、実施設計)	145,000千円
用地取得費	280,000千円
建物解体費	160,000千円
本庁舎建築費	3,950,000千円
造成設計費	25,000千円
敷地造成費	150,000千円
外構、その他工事費	200,000千円
旧本庁舎解体費	90,000千円
	5,000,000千円
	(内一般財源 3,200,000千円)

(3) 耐震補強（改修）と建替えのコスト比較

耐震補強（改修）と現地建替え及び用地取得しての建替えについて、一般財源も含めてそれぞれ比較してみると以下ようになります。

① 耐震補強＋改修（長寿命化）＋増築	・・耐用年数20年	
分庁舎増築（事務所部分1,500㎡）	・・耐用年数65年	
20年後の①庁舎建替え建設費		
合 計		<b>55億2,700万円</b>
		(内一般財源 46億8,928万円)
② 現在地での建替え（7,900㎡）	・・耐用年数65年	<b>43億6,500万円</b>
		(内一般財源 27億9,360万円)
③ 用地を取得しての建替え（7,900㎡）	・・耐用年数65年	<b>50億0,000万円</b>
		(内一般財源 32億0,000万円)

※ 上記のいずれの事業費算定において、備品購入費及び移転経費は含んでいません。



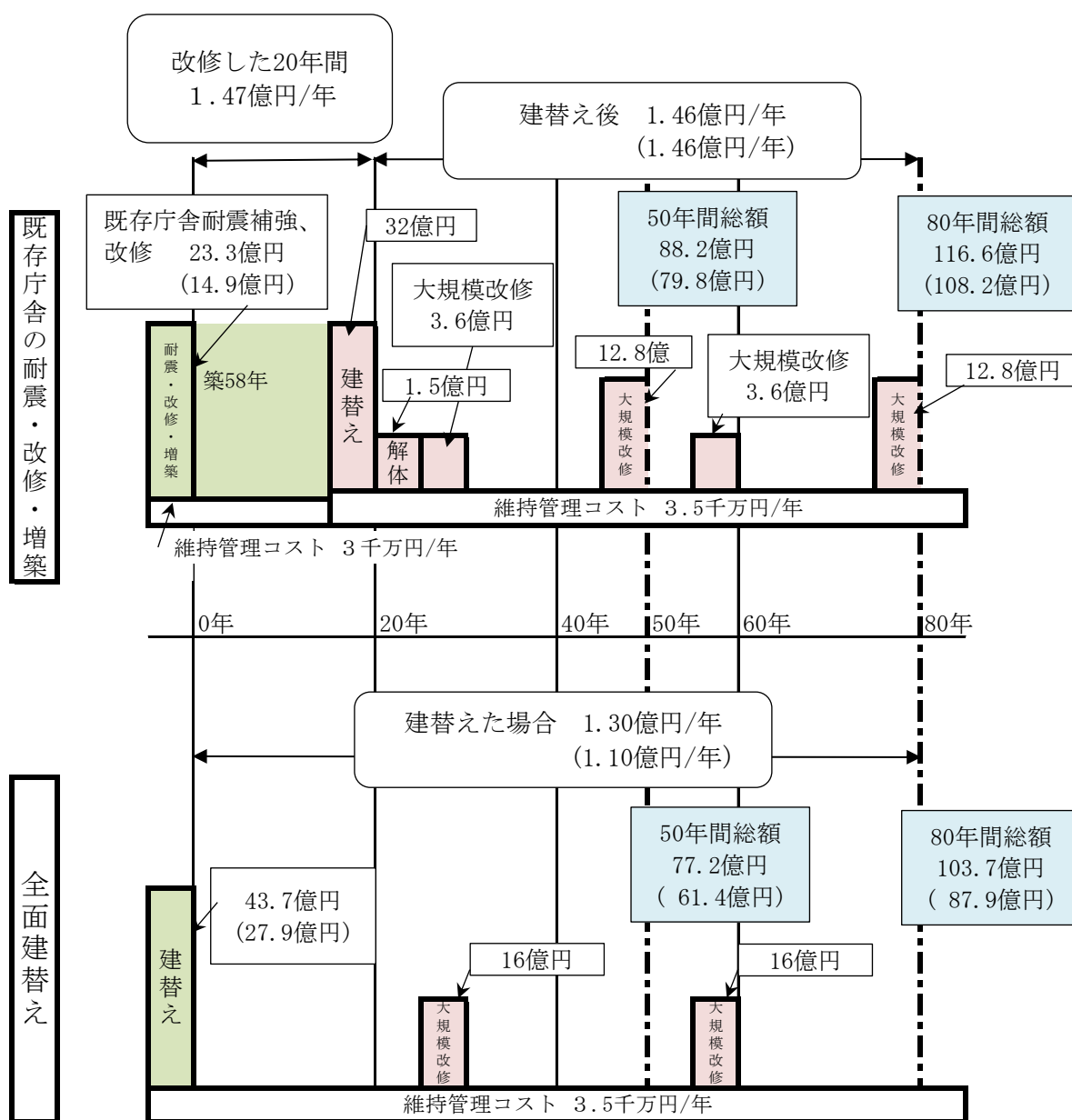
### 建設事業費比較

① 55億2,700万円 > ③ 50億0,000万円 > ② 43億6,500万円  
 (一般財源 46億8,928万円 > 32億0,000万円 > 27億9,360万円)

上記の概略事業費比較では、建設経費とそれに係る一般財源の両方において、  
 ①耐震補強、改修を行うより②現時点で建替えを選択した方が有利となります。

### (4) ライフサイクルコスト比較

既存庁舎耐震補強、改修及び増築と建替えについて、80年間のライフサイクルコスト（LCC）を大まかに算出した結果は以下の通りになります。



( ) 内は合併推進債利用後の一般財源の試算額

既存本庁舎耐震補強、改修及び増築の80年間の総額は116.6億円、同じく全面建替えの80年間の総額は103.7億円となり、既存本庁舎を耐震補強、改修して20年間維持するよりも建替えた方が12.9億円のコストメリットがあります。

また、鉄筋コンクリート造の耐用年数といわれている50年で比較すると、88.2億円と77.2億円になり、11億円のコストメリットになります。

なお、今回の耐震補強、増築と全面建替えについては合併推進債の利用が可能となるので、その場合には基準財政需要額（交付税）を除き一般財源だけで比較すればおおよそ20.3億円（50年の場合は18.4億円）のコストメリットがあります。

## 2. 本庁舎整備の総合判断

耐震診断の結果をもとに本庁舎の整備手法として耐震補強工事を選択した場合、概算の事業費は建替えに比較して大きな額ではありませんが、現在の本庁舎をこれから長期間にわたり使い続けることが出来るようにするには、すべての設備改修の他にその他の長寿命化やバリアフリー化などの工事を行う必要があります、さらには庁舎統合や狭隘化の解消のための増築も検討する必要があります。

また、耐震診断の結果は「補強以外の別な方法による対策が必要と言わざるをえない結果と考えられる。」とされており、確実に耐震補強が可能かどうかはさらなる検討が必要となり、合併推進債の活用を損なうことも懸念されます。

次に、築58年を経過した本庁舎に、かなりの経費を今回の整備で投入しても、躯体の寿命が延びるものではなく、今後の使用出来る期限は限定されることとなり、ライフサイクルコストなどの項目を総合的に判断したところ、耐震補強、改修及び増築を選択するより、建替える事が最善の選択であると判断されます。

## IV 新本庁舎の基本的な考え方

本庁舎整備は、施設建設の観点のみならず、市民・議会・行政が一体となってまちづくりを行う拠点であり、市街地の形成など将来に大きな影響をもたらす重要な事業です。

したがって、本庁舎整備に当たっては、最上位計画である「第一次美祢市総合計画」や「美祢市公共施設等総合管理計画基本方針」などの、関連計画等との整合性を図りながら、交流拠点都市美祢市を形成するための基本的考え方を以下のように設定します。

### 1. 基本理念

新しい庁舎は、将来にわたり美祢市のまちづくりの中心となり、市民サービスの向上を図るとともに、市民が安心して利用できることはもちろん、市民を守る市民のための庁舎として、広く市民に親しまれ環境にもやさしい庁舎にするために、次の3つを本庁舎整備のための庁舎の基本理念とします。

- ① 社会環境の多様化する行政変化に迅速かつ柔軟な対応できるよう、効率的かつ機能的で、質の高いサービスを提供できる庁舎とします。
- ② 防災対策拠点として、高い防災性、災害時の対策本部機能を十分に果たしながら、分散している庁舎を出来る限り集約し、現庁舎が抱える課題を解決できる庁舎とします。
- ③ 厳しい財政状況の中での庁舎整備となることから、華美な設計を排し、出来るだけ機能性や効率性を追求し、建設費の抑制、将来的な維持管理費の節減できる庁舎とします。

### 2. 基本方針

基本理念に基づき、より具体化した7つの方針を次のとおり定めます。

#### 基本方針1 機能的で利用しやすく分りやすい庁舎

適正な執務空間を確保しながら、行政需要、社会情勢の変化など、様々な状況に対応できるフレキシブルな庁舎とします。

## **基本方針 2** 個人及び行政情報のセキュリティを強化した庁舎

開かれた行政を目指し、情報発信拠点とする一方、個人のプライバシーや行政情報の管理については、これまで以上にセキュリティシステムを強化した庁舎とします。

## **基本方針 3** 市民を守る防災拠点の庁舎

耐震性を確保し、災害発生時には対策活動の中核となるとともに、事業継続計画（BCP）を実現できる庁舎とします。

## **基本方針 4** 全ての利用者にやさしい庁舎

高齢者や障がいのある人、あるいは小さい子ども連れの親子、さらには外国人などの利用者に対して、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、誰にとってもわかりやすく、利用しやすい庁舎とします。

## **基本方針 5** 地域活性化に貢献できる庁舎

市民の誰でもが集えるスペースの活用により、美祿市の良さを発信し、地域経済に貢献し、交流拠点都市美祿市を元気にする庁舎とします。

## **基本方針 6** 議会と市民がつながる一体感のある庁舎

議会傍聴しやすい議場はもちろんのこと、来庁者に情報提供できるシステムの構築や、ICT機器の活用により政策形成を促進する機能の向上を図ることができる庁舎とします。

## **基本方針 7** 環境に配慮し機能的で後世に負担をかけないスリムな庁舎

省エネルギー、省資源化を推進し、自然エネルギーを積極的に取り入れることに配慮することにより、環境負荷を低減しながらライフサイクルコストを意識して、機能的で経済的合理性に優れたプランとし、運営、維持管理がしやすい庁舎とします。

## V 新本庁舎の位置

### 1. 建設候補地の条件

新本庁舎の整備候補地は、幅広い選択肢から候補地を選定する必要がありますが、厳しい財政状況や限られた整備期間を考慮することも重要となってきます。

このようなことから、防災拠点としての観点や市街地の形成を維持していくことなど、以下の様々な視点から検討を行いました。

#### (1) 地方自治法(昭和22年4月法律第67号)に基づく建設適地

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(2) ほとんどの条件において美祢市の中心部に位置する場所。

(3) 公共交通機関や自動車等でスムーズに来庁出来る道路等の条件が整っていること。

(4) 災害時において被災することが極力避けられる場所。

(5) 市街地形成の維持拡大に寄与できる可能性がある場所。

(6) 他の官公署及び公共施設と関連性が取れる場所。

(7) 市有地もしくは民有用地が短期間で取得できる場所。

(8) 必要な敷地をまとまった一団で確保することが可能な場所。

### 2. 建設候補地の比較と評価

#### (1) 建設候補地

第一段階で可能性のある候補地として、美祢地域、美東地域及び秋芳地域の市内全域から全部で24ヶ所の候補地を取りまとめました。

次に24の候補地から上記条件や実現可能性等を考慮した10ヶ所を抽出したのちに、最終段階として以下の4ヶ所に絞り込みを行い、それぞれの候補地について改めて諸条件を検討、点数化して最終候補地を評価しました。

候補地	敷地面積	内民有地	有効敷地面積	必要面積充足率	概算事業費
A 現在地	16,677㎡	3,386㎡	12,958㎡	1.36	43.7億円
B 旧丸和、消防署一带	12,455㎡	3,639㎡	11,888㎡	1.25	48.0億円
C 社会福祉協議会一带	10,124㎡	6,473㎡	9,844㎡	1.04	47.3億円
D 市道洪倉伊佐線一带	9,290㎡	9,290㎡	9,290㎡	0.98	49.5億円

敷地面積 : 登記簿面積により算定

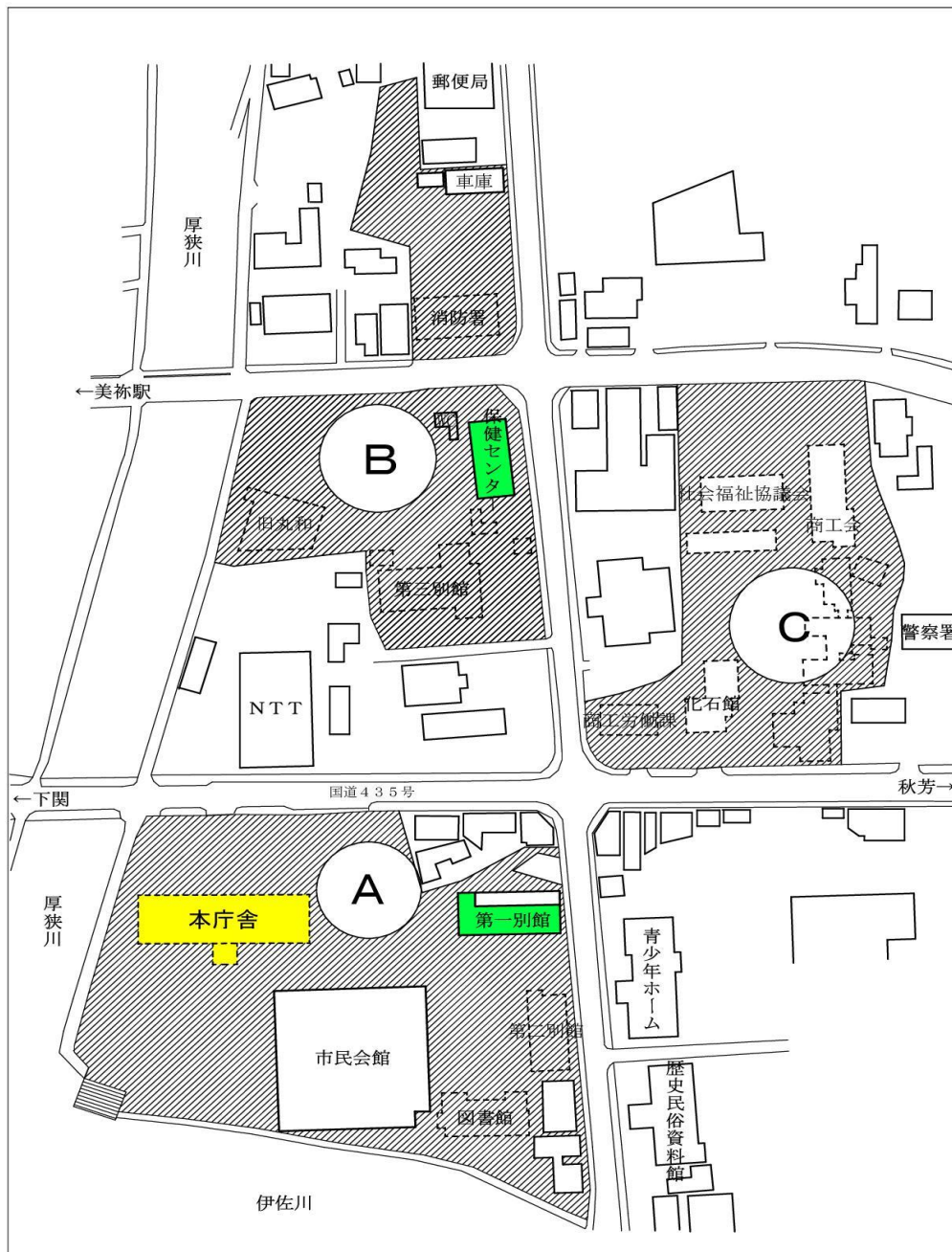
有効敷地面積 : 敷地面積から残存予定建物の建築面積を差し引いたもの

A 市民会館、第一別館、図書館、ボランティアコーナー他

B 保健センター、消防車庫

C 化石館

必要面積充足率 : 必要敷地面積9,500㎡に対して、有効敷地の充足率



※ 候補地Dについては、市道洪倉伊佐線沿線に複数候補地があり、また候補地の範囲が確定していないため掲載はしていません。

## (2) 比較検討及び評価

(117点満点)

項 目			A	B	C	D
(2)	ア	ほとんどの条件において中心部	○ 6	○ 6	○ 6	○ 6
(3)	イ	公共交通の利便性	◎ 3	○ 2	○ 2	△ 1
	ウ	幹線道路とのアクセス	◎ 6	○ 4	◎ 6	△ 2
	エ	徒歩、自転車のアクセス	◎ 3	◎ 3	◎ 3	○ 2
(4)	オ	敷地浸水の可能性	△ 3	△ 3	△ 3	◎ 9
	カ	その他被災の可能性（土石流等）	◎ 9	◎ 9	◎ 9	△ 3
(5)	キ	市街地形成の維持	◎ 6	◎ 6	◎ 6	△ 2
	ク	市街地形成の拡大	△ 2	△ 2	△ 2	○ 4
(6)	ケ	他の官公署との関連性	◎ 3	◎ 3	◎ 3	◎ 3
	コ	残存庁舎との関連性	◎ 6	◎ 6	△ 2	△ 2
(7)	サ	市有地の有効利用	◎ 6	◎ 6	○ 4	× 0
	シ	短期間での用地確保	◎ 6	◎ 6	△ 2	△ 2
(8)	ス	まとまった一団の敷地	◎ 3	○ 2	◎ 3	○ 2
	セ	造成工事	◎ 6	○ 4	○ 4	△ 2
その他	ソ	仮設庁舎等	○ 4	△ 2	△ 2	◎ 6
	タ	概算事業費	◎ 9	○ 6	○ 6	△ 3
	チ	上下水道管への接続	◎ 3	◎ 3	◎ 3	△ 1
	ツ	平面計画と敷地条件	△ 1	○ 2	○ 2	◎ 3
	テ	工事中における市民への影響	△ 1	○ 2	○ 2	◎ 3
	ト	関係諸法令の対応（農地法、開発行為等）	◎ 3	○ 2	○ 2	△ 1
	ナ	期限内の工事完成	◎ 9	○ 6	○ 6	△ 2
合 計			98	85	78	59

◎：優れている・・・3点      ○：普通・・・2点

△：多少問題がある・・・1点      ×：困難・・・0点

・・・3倍      ・・・2倍      ・・・1倍

## 3. 新本庁舎の位置

## (1) 候補地の結論

様々な検討を重ねた結果、候補地Dを除き十分な浸水対策を施せばA、B、Cの候補地は各項目ともその差は僅かであり、この三ヶ所の内から候補地を選定することが適当であると思われます。

よって、Aの現本庁舎敷地内を第一候補とし検討を進めることが適切であると推薦し、地盤の状況など様々な要因、法令関係及びその他の不具合な事象が発生し、現本庁舎敷地内での整備に不都合が生じた場合には、Bの旧丸和・消防署一帯を第二候補地として推薦します。

## VI 庁舎形態、複合化、財源及び整備手法等

### 1. 庁舎の形態

本庁舎を整備する場合には、各部署を一ヶ所にまとめる集中型の本庁舎方式と、部署機能を複数の庁舎に分散する分庁舎方式があります。

多くの庁舎整備においては本庁舎方式が採用されますが、分庁舎方式についても以下のとおり検討します。

#### (1) 分庁舎方式とは

行政庁舎機能を部課単位に複数の庁舎に振り分ける行政運営体制で、市町村合併直後に本庁舎が建設できない場合や、自治体間の優劣がつけがたい時に採られることがほとんどです。

1ヶ所を本庁とし、総務、企画などの管理部門と市長室や議会等を置き、残りの庁舎に経済、保健福祉部門などその他の部門を配置する方法となっています。

#### (2) 分庁舎：メリット

##### —住民サービス面—

- ・分庁舎所在地の住民感情に配慮(安心感) できる
- ・分庁舎所在地の住民には利便性が確保できる
- ・本庁、分庁舎周辺の地域経済、活性化効果が生じる
- ・地域事情が把握しやすい

##### —行政効率面—

- ・新本庁舎初期建設費が抑制できる
- ・執務、会議、倉庫等のスペースが確保しやすい
- ・駐車場の確保が容易である
- ・リスクが分散できる
- ・小規模な緊急時の対応には迅速性がある

#### (3) 分庁舎：デメリット

##### —住民サービス面—

- ・市民の利用しにくさが発生する（庁舎間移動、目的部署の分りにくさ、その他）
- ・分庁舎の有無により住民サービスに格差が生じる恐れがある



- ・多様化する住民サービスに対応するにも時間（調整）がかかる

#### —行政効率面—

- ・人件費や、施設維持管理経費等の削減が困難になる
- ・業務の均質化、協議、調整などの面において効率化が図りにくく、一体感の醸成に支障を来す恐れがある
- ・大規模有事の際に全庁的な応急体制の編成や、庁舎間の移動時間等に時間を要する恐れがある

#### (4) 美祢市の状況

現在、美祢市では合併直後の総合観光部を除き、分庁方式を採らずに本庁舎方式としていますが、業務の都合上、

- ・観光商工部観光総務課を秋吉台観光交流センター
- ・世界ジオパーク推進課を秋吉台上のMine秋吉台ジオパークセンター（通称名カルスター）
- ・教育委員会事務局文化財保護課を秋吉公民館内

にそれぞれ分散配置しています。

また、総合支所、公民館も各地域に分散配置しています。

#### (5) 今後の方針

本庁舎方式を基本とし、必要に応じて、一部組織を分散配置します。

## 2. 庁舎機能の複合化

### (1) 庁舎複合化とは

庁舎や施設の複合化とは市有施設の全体的視点から、1つの土地や建物に複数の施設（機能）を集合させて整備することや、貸付け等により収益を見込むことです。

今後、老朽化した公共施設の建替えや改修等に対し、多額の更新経費が必要とされることから、新たな建替えに際しては、多目的利用、集約化そして複合化という視点に立った施設の効率化を図り、より一層財政への負担軽減を図る必要があります。

(2) 新本庁舎整備に当たっての考え方

ア 市民、来庁者のための利便施設や市政運営に相乗効果が期待できる機能

- ・市民が交流し、活用できる施設
- ・市民が気軽に利用でき、市民と市が一緒になって活用できる施設

イ 検討対象外の施設、機能等

- ・平成34年度を事業完了期限としているので、短期間での調整が困難な大規模施設等
- ・近隣に同業他社が存在する商業施設等
- ・撤退された際のリスクが大きいことが懸念される類の施設

(3) 今後の方針

複合化可能施設について早急に調査検討を行い、また関係機関と協議することとしますが、敷地面積の制限、事業費増加等の課題もあり、慎重な取り組みが必要となります。

### 3. 財源の確認

(1) 活用財源

財政状況が厳しさを増す中で、自主財源の乏しい財政基盤においての庁舎建設には、慎重な財政計画のもとで少しでも有利な財源を活用する必要があります。

新本庁舎整備事業においては、庁舎建設基金（平成28年度末6.5億円）の活用とともに、現時点で一番有利な合併推進債の活用を予定しています。

(2) 財源の比較

ア 合併推進債 新市基本計画延長により平成34年度末まで

充当率	90%	基準財政需要額	40%	一般財源	64.0%
-----	-----	---------	-----	------	-------

イ 市町村役場機能緊急保全事業 平成32年度末まで

充当率	90%	基準財政需要額	30%	一般財源	77.5%
-----	-----	---------	-----	------	-------

(交付税措置対象分75%)

#### ウ 地方債（一般単独事業債）

充当率 70%                      基準財政需要額 0%                      一般財源 100%

例：総事業費40億円での見込額（含償還利息）

	基準財政需要額(交付税)	一般財源
(1) 合併推進債	14億4千万円	25億6千万円
(2) 市町村役場機能緊急保全事業	9億円	31億円
(3) 地方債（一般単独事業債）	0万円	40億円

※ 総事業費のうち起債対象事業費は、総務省が定めた標準面積と標準単価に基づいて算出した額の範囲となり、標準面積と標準単価を超えた部分及びその他の起債対象外経費については一般財源等で賄うことになります。

#### (3) 今後の方針

一般的に庁舎建設の場合は、国や県の補助金がないために基金や起債事業で賄っていますが、この場合には交付税の措置はありません。

本市の場合は、平成20年の合併により34年度（10年と申請により5年間延長の15年間）までは合併推進債（起債対象事業費×90%、元利償還金の40%が普通交付税算入）が活用できるので、財政計画を精査しながら現時点で一番有利である合併推進債を主な財源とすることが適当であると判断します。

しかしながら、有利な合併推進債といえども後年度負担を伴うことから、より一層の行財政改革推進を図りながら、健全財政に努める必要があります。

## 4. 事業手法

### (1) 事業手法について

公共施設の整備については、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、事業手法の選定において施設の設計、建設、維持管理及び運営にいたる一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用することの検討が求められています。

については、さまざまな事業手法を比較し、本庁舎整備について最適な手法を検討することとします。

## (2) 事業手法の整理

### ア 公設公営方式（従来手法）

通常の公共事業の実施手法で、施設の計画から財源確保、建設、運営まで行政が主体で行う事業方式です。

一般的に行政は施設整備の発注時に予め発注仕様書、予定価格を定めた上で、競争入札等により請負業者を決定します。

運営は行政が行い、維持管理については行政により直営、あるいは民間へ委託する場合があります。

### イ P F I 方式 プライベート ファイナンス イニシアチブ (Private Finance Initiative)

P F I 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律平成11年7月法律第117号)に基づいて、民間事業者が自ら資金調達を行い、設計、建設業務を一体的に行い、施設整備後に運営・維持管理業務を実施する方式です。

### ウ リース方式

民間事業者が民間資金を調達し、設計、建設業務を一体的に行い、施設を行政にリースする形態です。

運営・維持管理は行政が行う場合も民間事業者に委ねる場合もあり、B L T方式とB L O方式などと表されます。

一般にはP F I 方式は、選定手続きが長期化することや手続きコストがかかるため、小規模事業には適用しにくいとされていますが、リース方式はP F I 法に抛らず柔軟な募集、選定手続きが可能であり、比較的小規模事業にも適用される事例もあります。

庁舎整備における事業手法一覧

		施設の所有			資金調達		事業実施主体	
		建設時	運営時	最終	建設時	資金の内容	設計建設	運管理営
公設公営方式 (従来手法)		行政	行政	行政	行政	起債、一般財源	民間 請負契約	行政
P F I 方式	B T O	民間	行政	行政	行政 民間	起債、一般財源 融資等	民間 事業契約	民間 長期契約
	B O T	民間	民間	行政	民間	融資等	民間 事業契約	民間 長期契約
	B O O	民間	民間	民間	民間	融資等	民間 事業契約	民間 長期契約
リ ー ス 方式	B L T	民間	民間	行政	民間	融資等	民間 事業契約	行政
	B L O	民間	行政	行政	民間	融資等	民間 事業契約	民間 長期契約

導入事例一覧

方 式	状 況	事 例
公設公営方式 (従来手法)	一般的	多数
P F I 方式	増加傾向	木更津市 紫波町 京都市伏見区
リース方式	少数	那覇市 和泊市 高浜市

エ 今後の方針

事業手法の選定については、公設公営方式とPFIなどの民間活力を取り入れる手法について、可能性調査などを行い十分に比較検討したうえで、総事業費の縮減と可能な限りの事業期間短縮を念頭に置いて、確実に最適な方式を選択するよう努めます。

## 5. 発注手法

### (1) 発注手法について

限られた事業期間の中で、ユニバーサルデザインの実現、環境への配慮、ライフサイクルコストの低減等の技術を取り入れた新庁舎とするとともに、選択時の透明性の確保や市民への説明責任を配慮しながら、様々な発注手法の中から適正に選定する必要があります。

### (2) 発注手法の整理

#### ア 分離発注方式（従来手法）

4 (2) アに同じ。

#### イ DBO方式 デザイン ビルト オペレート (Design Build Operate)

行政が国等の交付金や公債等により低金利で資金調達し、施設の所有権を有したまま、民間事業者に設計、建設、維持管理及び運營業務を一体的に委ねる方式です。

民間事業者にとっては、PFI方式に比べ創意工夫を生かす余地は減りますが、資金調達リスクの回避が出来るメリットがあります。

一方、行政にとっては安価で民間のノウハウを活かした良質なサービスが期待できます。

この手法はPFI方式に近似する手法ですが、民間が建設主体となり建設資金調達も行うのに対して、DBOでは、建設主体は行政（民間は請負主体）、資金調達も行政が担うこととなり、この点でPFIとは異なると考えられていますが、PFI的手法としては位置づけられています。

また、DBO方式から維持管理、運營業務を除いたDB方式（設計、建設業務のみ）も庁舎整備には取り入れられる傾向にあります。

#### ウ ECI方式 アーリー コントラクター インボルブメント (Early Contractor Involvement)

上記(1)と同じく分離発注方式ですが、設計段階から設計協力者（工事施工予定者）が設計に関与し、施工性を検討して設計に反映することにより、設計・施工の価値・コストを最大限に考えVE（バリュー エンジニアリング）を目指し、工事費に係るリスク抑制や工事期間の短縮を図る方法です。

特に昨今の建設価格の高騰により大規模物件に入札の不成立が続いている状況で、早い時期から参画することにより技術者の確保、工期の短縮による共通費の削減、工事途中の設計変更など、様々なリスクを避けることができ、平成26年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律 平成17年 第18号（品確法）」改正により、地方公共団体等は地域の実情に応じた多様な入札契約方式の選択が可能になり、そのモデル事業の実施にあたり、国土交通省から示された多様な入札方式の一つです。

#### 導入事例一覧

方 式	状 況	事 例
分離発注方式（従来手法）	一般的	多数
DBO方式	少数	京都市区総合庁舎
DBO方式のうちDB方式	増加傾向	習志野市 浦安市 他検討中多数有
E C I 方式	やや増加傾向	白石市 新城市 府中市 他検討中有

#### （4） 今後の方針

本庁舎整備にあたっては、出来る限りのコスト削減により財政負担の軽減を図り、併せて入札不調不落等のリスクを極力回避することも必要となるので、その手法の一つであるE C I方式はまだまだ施工事例も限られ、本市でも先例のない新しい手法ではありますが、本庁舎整備を従来手法の分離分割方式で進めることになれば、E C I方式への変更にはあまり期間を要さないので、採用検討する余裕はあると考えます。

よって、今後は他自治体の先進事例を研究しつつ、また有識者の助言等を得ながら財政負担を軽減し、可能な限り将来の負担とならない整備手法の採用について検討することとします。

## VII スケジュール

### 1. 今後のスケジュール

本庁舎整備のスケジュールについては、合併推進債の期限である2022年度末の完成を目途に、PPP（PFI等）の民間活力の導入も検討考慮しながら整備を行うスケジュールとします。

合併推進債期限

年度	30年度			31年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度		
新本庁舎	基本計画																	
	PFI等可能性調査																	
				基本設計			実施設計											
										建設工事								
							PFI等で実施する場合											
													竣工引越					
既存庁舎							解体造成工事 (候補地B、Cが選定された場合)											
													解体・整地工事					

**基本計画**：市が目指す理想の庁舎像を基本理念とし、建設場所・敷地の利用計画、窓口及び執務機能の配置計画、各種導入機能の整理、また以上の条件を踏まえての庁舎面積の検討、スケジュール及び事業費を示し、市民の様々な意見を取り入れながら上位計画との整合性を図りより具体的な計画を作成するものです。

**基本設計**：基本計画等で提示された設計に必要な事項を整理した上で、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備等を基本設計書としてとりまとめ、新庁舎の具体的な完成時の姿が明確になります。

**実施設計**：基本設計に基づき、工事施工を考慮したうえでデザインと技術面の両面にわたって、設備機能も含めたすべてにわたり詳細な設計を進め、工事施工に向けて図面の作成や工事費の積算を行うものです。



## VIII 資料

### 1. 美祢市本庁舎整備検討委員会委員名簿

No.	区分		氏名	備考
1	美祢市議会議員	1号	秋枝秀稔	
2	美祢市議会議員	1号	戎屋昭彦	
3	美祢市議会議員	1号	猶野智和	
4	公募委員	2号	井上敏雄	
5	公募委員	2号	北村ひかり	
6	公募委員(副会長)	2号	杉本 智	
7	学識経験者(会長)	3号	内田文雄	山口大学大学院 創成科学研究科教授
8	学識経験者	3号	加藤久雄	山口県建築士会理事
9	一般社団法人美祢市観光協会	4号	阿野太助	
10	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	4号	伊賀信之	
11	美祢市子ども子育て会議	4号	倉永健造	
12	男女共同参画審議会	4号	小林法子	
13	美祢市老人クラブ連合会	4号	河村達丸	
14	美祢カルストクラブ	4号	谷 仁史	
15	一般社団法人美祢青年会議所	4号	内藤貴志	
16	美祢市商工会	4号	内藤正太	
17	カルスト森林組合	4号	藤岡周志	
18	美祢市小中学校PTA連合会	4号	松田龍信	
19	市職員	5号	石田淳司	
20	市職員	5号	藤澤和昭	

美祢市本庁舎整備検討委員会(平成29年3月 条例第5号)第3条の定めにより選定。

21	事務局		田辺 剛	総務部長
22			佐々木昭治	総務課長
23			松野哲治	本庁舎整備推進室長
24			竹田龍也	〃 室長補佐
25			藤本 永	〃 室係長

## 2. 本庁舎整備に関するこれまでの検討経緯

開催時期	会議名等	検討内容
平成22年 6月30日	美祢市庁舎等整備基金条例制定	平成28年度末までの積立額6億5千万円
平成29年 3月24日	美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例制定	
5月11日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例及び要綱について</li> <li>・ 本庁舎整備スケジュールについて</li> <li>・ 検討事項及び諸データについて</li> <li>・ 整備検討に関する組織について</li> </ul>
6月26日	第1回本庁舎整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎の概要と現状について</li> <li>・ 本庁舎の耐震状況と問題点について</li> <li>・ 推進体制について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
7月7日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業部会報告について</li> <li>・ 市民アンケートの実施について</li> </ul>
8月3日	市民アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象 市内18歳以上年代別均等無作為</li> <li>・ 配付数 2,300人</li> <li>・ 有効回収数 992人（回収率43.1%）</li> </ul>
8月18日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業部会報告について</li> <li>・ 市民アンケート中間集計結果について</li> <li>・ 庁内検討委員会中間報告①について 耐震改修又は建替えについて</li> <li>・ 庁内検討委員会中間報告②について 建替え候補地の選定について</li> </ul>
9月11日	第2回本庁舎整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートの実施結果について</li> <li>・ 庁内検討委員会中間報告①について 耐震改修又は建替えについて</li> <li>・ 庁内検討委員会中間報告②について 建替え候補地の選定について</li> </ul>
10月13日	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建替え候補地の検討資料について</li> <li>・ 本庁舎整備の形態について</li> <li>・ 本庁舎機能複合化について</li> </ul>
10月30日	第3回本庁舎整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建替え候補地の検討資料について</li> <li>・ 本庁舎整備の形態について</li> <li>・ 本庁舎機能複合化について</li> </ul>
12月6日	第5回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政計画について</li> <li>・ 本庁舎規模、財源、事業手法について</li> <li>・ 基本理念、基本方針について</li> </ul>
12月19日	第4回本庁舎整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政計画について</li> <li>・ 本庁舎規模、財源、事業手法について</li> <li>・ 基本理念、基本方針について</li> </ul>

平成30年 1月18日	第6回庁内検討委員会	・建替え候補地の検討資料について ・基本構想（素案）について
1月29日	第5回本庁舎整備検討委員会	・建替え候補地の検討資料について ・基本構想（素案）について
2月14日	第7回庁内検討委員会	・基本構想（案）について
2月26日	第6回本庁舎整備検討委員会	・基本構想（案）について
3月20日 ～4月25日	基本構想（案）パブリックコメント実施	
5月8日	第8回庁内検討委員会	・パブコメ実施状況及び回答について ・答申書（案）について
5月15日	第7回本庁舎整備検討委員会	・パブコメ実施状況及び回答について ・答申書（案）について
5月15日	答申書手交式	

### 3. 建設適地候補地一覧表（その1）

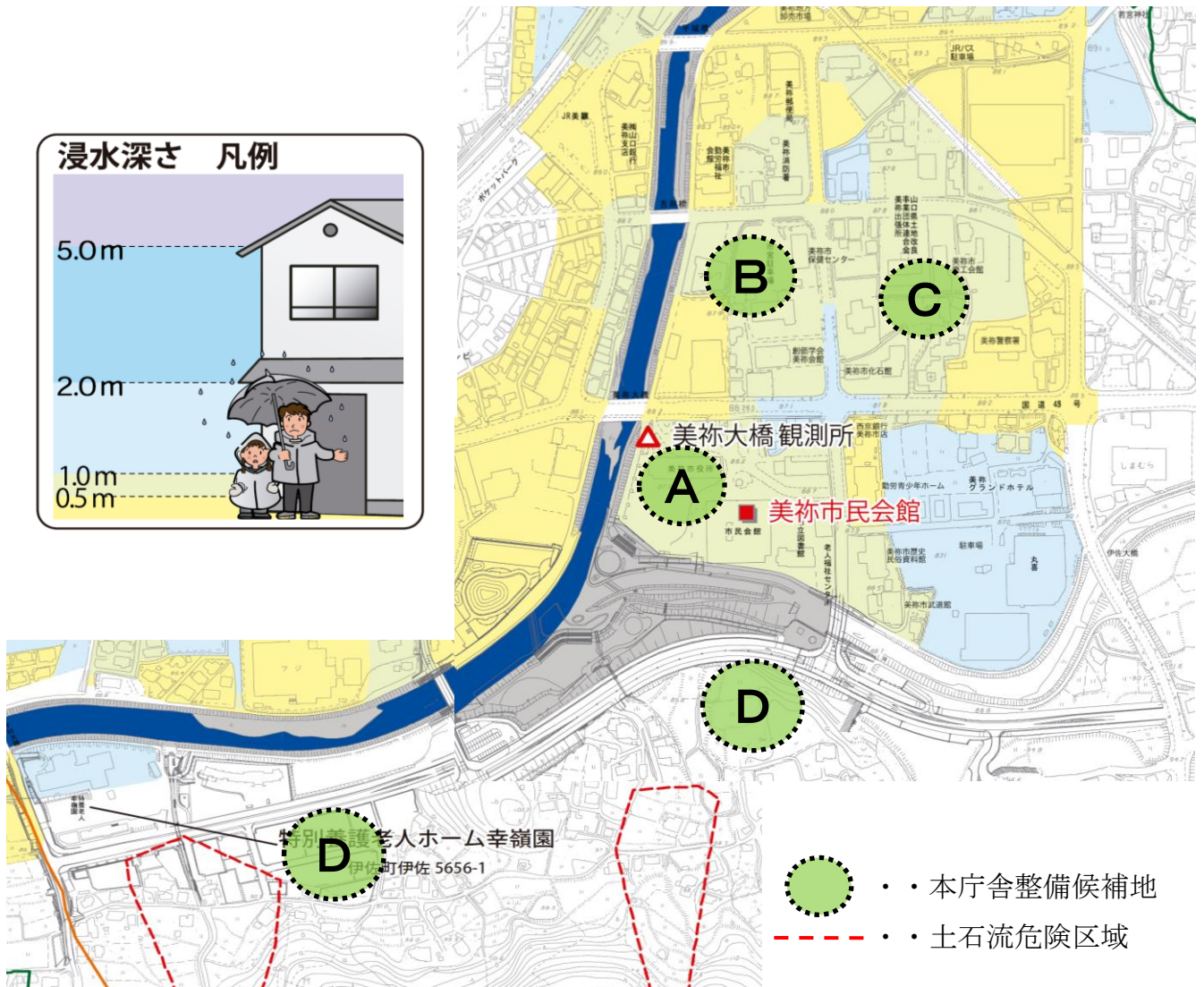
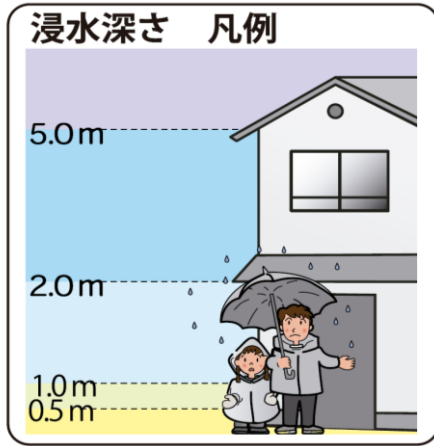
No.	地区	候補地	二次選定
1	大嶺町地域	現在地	※選定対象
2		旧丸和、消防署一帯	※選定対象
3		社会福祉協議会一帯	※選定対象
4		J R美祢駅一帯	※選定対象
5		美祢さくら公園一帯	※選定対象
6		勤労者総合福祉センター(サンワーク美祢)一帯	※選定対象
7		旧大嶺高等学校敷地	
8		吉則台一帯	
9		美祢中央公園一帯	※選定対象
10		美祢工業団地内	
11		美祢青嶺高校付近	
12		曾根交差点付近	
13	伊佐町地域	旧雇用促進住宅(ヴレッジハウス美祢)森時市営住宅一帯	※選定対象
14		市道渋倉伊佐線一帯	※選定対象
15		伊佐近隣公園一帯	※選定対象
16		美祢ヘルスパーク敷地	
17		野崎一帯	
18		美祢インターチェンジ一帯	
19	美東町地域	美東センター一帯	
20		大田 旧瀬戸内部品一帯	
21		道の駅みとう一帯	
22	秋芳町地域	旧美祢高等学校敷地	
23		秋芳総合支所一帯	
24		旧本郷小学校敷地	

※選定した候補地は、市内それぞれの地域から24ヶ所の一次適地候補地を取りまとめ、その内から建設候補地の条件8項目（本誌19項に記載）と実現可能性等を考慮した結果、上記の10ヶ所を二次候補地として選定しました。

#### 4. 建設適地候補地一覧表（その2）

No.	建設適地	デメリット	対応策	評価
1 A	現在地 16,677㎡	浸水の恐れがある	床面を高くすることで対応可能	○
		敷地の拡大が見込めない	職員駐車場を別に設けることにより対応可能	
		借地が存在する	取得協議に努める	
		市街地の拡大が見込めない	対応不可	
2 B	旧丸和、消防署一帯 12,455㎡	浸水の恐れがある	床面を高くすることで対応可能	○
		中規模の造成工事が必要とする	庁舎建築工事と一部重複するが対応可能	
		借地が存在する	取得協議に努める	
		道路で敷地が分割される	配置計画により対応可能	
3 C	社会福祉協議会一帯 10,124㎡	団体の仮設事務所が必要となる	庁舎の配置次第では対応可能	○
		中規模の造成工事が必要とする	庁舎建築工事と一部重複するが対応可能	
4	美祢駅一帯	地権者複数のため用地取得に時間を要する可能性あり	地権者2名	
		地権者複数のため用地取得に時間を要する可能性あり	平成32年度着工予定までの対応不可	
5	美祢さくら公園一帯 9,246㎡	JRと綿密な協議を要する	平成32年度着工予定までの対応不可	
		河川法の定めによる河川区域内のため開発困難	平成32年度着工予定までの対応不可	
6	勤労者総合福祉センター一帯 (サンワーク美祢)	地権者複数のため用地取得に時間を要する可能性あり	地権者4名	
		地権者複数のため用地取得に時間を要する可能性あり	平成32年度着工予定までの対応不可	
9	美祢中央公園一帯	大規模造成工事が必要とする（約20ヶ月）	平成32年度着工予定までの対応不可	
		配置によっては浸水の恐れがある	配置計画により対応可能	
13	旧雇用促進住宅 (グレッツジハウス美祢) 9,000～14,000㎡	都市公園法等の定めにより公園廃止は困難	平成32年度着工予定までの対応不可	
		入居者の転居が必要	30年度末までに転居できれば対応可能	
		中規模の造成工事が必要とする	庁舎建築工事と一部重複するが対応可能	
14 D	市道洪倉伊佐線一帯 9,290㎡	進入道路先行建設が必要	仮設道路なら対応可能	○
		地権者複数のため用地取得に時間を要する可能性あり	地権者5名	
15	伊佐近隣公園一帯	予定敷地の一部が土石流危険区域内にかかっている 都市公園法等の定めにより公園廃止は困難	別途防護工事等で対応可能 平成32年度着工予定までの対応不可	

## 5. 厚狭川 洪水ハザードマップ（市役所付近抜粋）



この洪水避難地図（洪水ハザードマップ）は、厚狭川で洪水が起こった時に、浸水する範囲とその深さの「予測」です。

2日間で252mmの大雨が降った場合（おおよそ50年に一度程度起こる確率）に、水防法に基づいて山口県が予測を行っています。

厚狭川以外の川の外水氾濫や、内水氾濫は考慮していないので、想定外の区域での浸水や深い浸水が起きることもあります。

※ 2日間で252mmの大雨 ・ ・ ・ 昭和34年 7月

※ 参考 （美祢大橋観測所） 平成22年 7月12～14日 270mm

14～15日 200mm

## 6. 検討委員会で発言された主な質問と回答

※1 回答に○頁等の記載は関連頁等を示します。

※2 質問及び回答は検討委員会開催時点でのものです。

### 第1回検討委員会（平成29年6月26日開催）

Q1-1：NPO等の団体が事務作業を行えるようなスペースを庁舎内に確保して欲しい。

An：具体的なことは、今後の計画の中で検討する。（18頁）

Q1-2：耐震補強や建替えプランの事業費を示してほしい。また建替えの場合には候補地も併せて示してほしい。

An：次回以降にお示しする。（12頁）

Q1-3：厚狭川が氾濫した場合に、建替えをしなければ事業継続（BCP）が出来ないのか。

An：事業継続計画は策定しており、庁舎整備を行うことによりさらに充実した対応が可能。（18頁）

Q1-4：市民や議会への説明はどのように行うのか。

An：方向性がまとまった時点で、何らかの方法で報告しながら、意見も併せて頂きたいと考えている。（30頁）

Q1-5：総合支所を利用して分庁舎方式も検討するべきではないか。

An：公共施設管理計画等の中で総合支所について検討し、分庁舎については次回以後検討する。（22頁）

Q1-6：パブリックコメントの期間や開催時期を増やせないか。

An：本委員会は公開されているので、情報は市のホームページ等で提供する。パブリックコメントの実施期間については検討する。（市ホームページ中の第6回委員会資料）

Q1-7：本庁舎に併せて総合支所の整備についても検討をするべきではないか。

An：公共施設総合管理計画の中で検討を考慮する。（22頁）

### 第2回検討委員会（平成29年9月11日開催）

Q2-1：アンケート結果で市民が要望している頁目について、今でもできる事があるがすぐにでも対応できるのか。

An：対応できるものは実施するが、現状では困難なものが多い。（アンケート6）

Q2-2：本庁舎の浸水に対して対応と周辺の施設の対応はどのようにするのか。

An：本庁舎を建替える場合には対応できるが、耐震補強案では難しい。周辺の施設については別の問題として検討したい。

Q2-3：20年後の建替え事業費は、32億円より増えるのではないか。

An：増えると思うが、ここでの事業費は概算としている。（12頁）

Q2-4：人口減少やインターネットを利用することなどを考えれば、子供たちに負担をかけるような建替える庁舎は必要ないのではないか。

An：現本庁舎を耐震補強、改修しても20年後には建替えを行わなければならないと思われるので、その時点で現在の合併特例債と同等かそれ以上の有利な財源が制度化されているか不安がある。（24頁）

Q2-5：敷地に浸水の可能性があるが。

An：浸水対策については今後、計画の中で対応策を検討をしていく。（34頁）

Q2-6：団体からこの検討委員会に選出された。所属団体の意見集約は必要か。

An：各団体から選出され参加いただいているが、この委員会では個人の発言でかまわない。ただ、所属団体にはなんらかの方法で情報提供をお願いしたい。

### 第3回検討委員会（平成29年10月30日開催）

Q3-1：敷地浸水を考慮すれば、旧大嶺高校跡地を候補地にはできないか。

An：消防署移転建設用地として検討しており、消防施設を優先するので本庁舎建設は難しい。（33頁）

Q3-2：ランドデザインの中での本庁舎の位置付はどうなっているか。

An：次回で議論する。（17頁）

Q3-3：財政計画はどのようになっているのか。

An：次回に財政計画を説明するが現時点では合併推進債が最も有利である。（24頁）

Q3-4：合併推進債の他に有利な制度はないのか。

An：市町村役場機能緊急保全事業があるが、期限が平成32年度末であり、また合併推進債の活用の方が有利となる。（25頁）

Q3-5：将来、有利な制度が出来るかもしれないので急ぐ必要はないのでは。

An：過去に合併推進債の類の制度はなく、今後も難しいのではないかと思う。整備について慎重に進めるべきとの認識は持っている。（25頁）

Q3-6：市道渋倉伊佐線沿いの候補地について浸水の可能性とその他災害可能性について。

An：浸水の可能性はないと思うが、土石流危険区域が近くにあるので、大規模な土石流が発生した場合には影響があると予想される。（35頁）

Q3-7：合併協定書で約束事項はあったのか。

An：特約事項の記載はない。（市ホームページ中の第2回委員会資料）

Q3-8：分庁舎方式は考えられないか。

An：現在行っている分散配置に留めたい。（22頁）

### 第4回検討委員会（平成29年12月19日開催）

Q4-1：次世代に負債を残すのはどうか。

An：庁舎は次世代の市民も利用されるものであり世代間の公平性は図れる。（15頁）

Q4-2：美祢市の中心となる秋芳町への整備は出来ないか。

An：次回資料提供して協議したい。（19頁）

Q4-3：PFIで事業を行う場合でも合併推進債は利用できるのか。

An：BTO方式に絞られる。（26頁）

Q4-4：候補地選定の資料として、敷地ごとの建物平面計画の資料が欲しい。

An：次回提示する。（市ホームページ中の第5回委員会資料）

#### 第5回検討委員会（平成30年1月29日開催）

Q5-1：ライフサイクルコストの表で20年後の建替えは何か。

An：耐震補強を行った現庁舎が寿命を迎えることによる建替である。（15頁）

Q5-2：旧丸和跡地については様々検討をしているはずだが。

An：まだ結論が出ていないので、本庁舎整備候補地とした。（20頁）

Q5-3：中心市街地計画との整合性は取れるのか。

An：調整できるように検討する。（17頁）

Q5-4：民地（借地を含む）との交渉は行っているのか。

An：候補地が未定であるので、交渉は行っていない。（20頁）

Q5-5：整備するときに仮設事務所を建設するのか。

An：仮設事務所は建設しない方式をとりたい。（14頁）

Q5-6：候補地の評価採点は同じ配分ではないはず。

An：配点を再検討する。（21頁）

Q5-7：災害時（特に洪水）の防災機能はどうするのか。

An：今後、移転を計画している消防署と連携を取りながら、初期段階の対応、急性期の対応、復旧期の対応について新しいシステムを構築していく必要があり、基本計画の中で検討する。

#### 第6回検討委員会（平成30年2月26日開催）

Q6-1：消防本部移転の計画があると聞くと、これからの防災対策拠点は消防本部になるのか、市庁舎が担うのか。

An：消防に関してもまだ基本構想、計画の段階であり、詳細が定まっていない。今後必要に応じて検討し、効率的なシステムを構築したい。（17頁）

Q6-2：この基本構想(案)をパブリックコメントにかける際の意見数の予測はする  
るのか

An：提出される意見数は予測していません。

Q6-3：この基本構想(案)に付帯決議を盛り込むことはできるのか。

An：答申書中に設けることは可能と思うので検討する。

Q6-4：この基本構想の答申後、市民への直接の説明等は行うのか。

An：当面、基本計画作成までには説明会、意見交換会等を予定したい。



## 7 市民アンケート集計結果

### 美祢市本庁舎整備基本構想の策定に係る 市民アンケート集計表

#### 1 調査の概要

##### 1.1 調査の目的

市役所本庁舎の整備について、「美祢市本庁舎整備基本構想」策定の参考とするために、市民の意見を収集し資料として活用することを目的とします。

##### 1.2 調査方法

調査地域：美祢市全域

調査対象：美祢市内に在住する満18歳以上の市民2,300人（ほぼ1/10の市民）

抽出方法：住民基本台帳から地域別年代別割合で無作為抽出

調査期間：発送(29年8月3日) 回答期限(29年8月25日までに投函)

##### 1.3 調査票の配付及び回収

配布数 2,300人 (美祢地域1,427人、美東地域438人、秋芳地域435人)

回収数 984人 回収率 42.9%

有効回収数 984人 無効回答数 2人 有効回収率 42.8%

##### 1.4 地域別、有効回収率

	全体	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地域不詳
配布数	2,300人	1,427人	438人	435人	
回収数	984人	617人	207人	159人	1人
回収率	42.8%	43.2%	47.3%	36.6%	

##### 1.5 地域別、年齢別、有効回収率

	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
配布数	2,300人	53人	321人	321人	321人	321人	321人	321人	321人	—
美祢地域	1,427人	33人	210人	216人	201人	206人	188人	190人	183人	—
美東地域	438人	10人	56人	52人	66人	57人	64人	64人	69人	—
秋芳地域	435人	10人	55人	53人	54人	58人	69人	67人	69人	—
回収数	984人	17人	92人	114人	129人	149人	181人	175人	126人	1人
美祢地域	617人	12人	65人	72人	84人	95人	103人	105人	80人	1人
美東地域	207人	3人	11人	23人	28人	32人	43人	37人	30人	0人
秋芳地域	159人	2人	16人	19人	17人	22人	35人	33人	15人	0人
地区不詳	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人
回収率	42.8%	32.1%	28.7%	35.5%	40.2%	46.4%	56.4%	54.5%	39.3%	
美祢地域	43.2%	36.4%	31.0%	33.3%	41.8%	46.1%	54.8%	55.3%	43.7%	
美東地域	47.3%	30.0%	19.6%	44.2%	42.4%	56.1%	67.2%	57.8%	43.5%	
秋芳地域	36.6%	20.0%	29.1%	35.8%	31.5%	37.9%	50.7%	49.3%	21.7%	

## 2 回答者属性

### 2.1 地域別、性別

問1	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
男性	449人	45.6%	295人	87人	67人	0人
女性	528人	53.7%	317人	119人	91人	1人
未回答	7人	0.7%	5人	1人	1人	0人

### 2.2 年齢

問2	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
回答者数	984人	17人	92人	114人	129人	149人	181人	175人	126人	1人
割合	100.0%	1.7%	9.3%	11.6%	13.1%	15.1%	18.4%	17.8%	12.8%	0.1%

### 2.3 地域別、居住年数

問3,4	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1年未満	10人	1.0%	8人	1人	1人	0人
1～5年	37人	3.8%	21人	7人	9人	0人
6～10年	43人	4.4%	30人	9人	4人	0人
11～20年	122人	12.4%	79人	22人	21人	0人
21年以上	770人	78.3%	478人	167人	124人	1人
未回答	2人	0.2%	1人	1人	0人	0人
合計	984人	100.0%	617人	207人	159人	1人

### 2.4 地域別、職業

問5	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
会社員等	345人	35.1%	235人	62人	48人	0人
役員	22人	2.2%	12人	4人	6人	0人
自営号	103人	10.5%	61人	25人	17人	0人
パート等	122人	12.4%	73人	24人	25人	0人
家事等	39人	4.0%	25人	7人	7人	0人
学生	29人	2.9%	22人	3人	4人	0人
無職	286人	29.1%	171人	69人	45人	1人
その他	38人	3.9%	18人	13人	7人	0人
未回答	0人	0.0%	0人	0人	0人	0人
合計	984人	100.0%	617人	207人	159人	1人

### 3 庁舎整備の周知度

#### 3.1 地域別、周知度

問6	全体	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
知っていた	216人	138人	45人	32人	1人
知らなかった	764人	476人	162人	126人	0人
未回答	4人	3人	0人	1人	0人
周知割合	22.0%	22.5%	21.7%	20.3%	100.0%

#### 3.2 年齢別、周知度

問6	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
知っていた	216人	1人	15人	21人	28人	32人	36人	49人	34人	0人
知らなかった	764人	16人	77人	93人	101人	117人	145人	125人	89人	1人
未回答	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	0人
周知割合	22.0%	5.9%	16.3%	18.4%	21.7%	21.5%	19.9%	28.2%	27.6%	0.0%

### 4 各質問の回答

#### 4.1.1 地域別、来庁の有無

問7	全体	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
来庁した	823人	579人	120人	123人	1人
していない	145人	29人	84人	32人	0人
未回答	16人	9人	3人	4人	0人
来庁割合	85.0%	95.2%	58.8%	79.4%	100.0%

#### 4.1.2 年齢別、来庁の有無

問7	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
来庁した	823人	9人	71人	91人	115人	141人	154人	144人	98人	0人
していない	145人	8人	21人	22人	13人	7人	25人	27人	22人	0人
未回答	16人	0人	0人	1人	1人	1人	2人	4人	6人	1人
来庁割合	85.0%	52.9%	77.2%	80.5%	89.8%	95.3%	86.0%	84.2%	81.7%	0.0%

#### 4.2.1 地域別、来庁の頻度

問8	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
週3回以上	21人	2.6%	17人	2人	2人	0人
週1回程度	20人	2.4%	14人	4人	2人	0人
月1～3回	110人	13.4%	87人	10人	13人	0人
年3～4回	292人	35.6%	241人	21人	30人	0人
年1回程度	248人	30.2%	152人	44人	51人	1人
数年行っていない	129人	15.7%	65人	39人	25人	0人
未回答	0人	0.0%	0人	0人	0人	0人
合計	820人	100.0%	576人	120人	123人	1人

4.2.2 年齢別、来庁の頻度

問8	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
週3以上	21人	0人	4人	5人	6人	4人	1人	0人	1人	0人
週1程度	20人	0人	0人	2人	5人	5人	4人	3人	1人	0人
月1～3回	110人	0人	2人	8人	15人	22人	27人	31人	5人	0人
年3～4回	292人	1人	21人	36人	42人	38人	59人	59人	36人	0人
年1程度	248人	5人	25人	25人	34人	51人	40人	41人	27人	0人
数年行っていない	129人	3人	19人	15人	13人	21人	20人	10人	28人	0人
未回答	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

4.3.1 地域別、主な来庁交通手段

(複数回答)

問9	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
徒歩	13人	1.6%	12人	0人	1人	0人
自転車	17人	2.1%	13人	1人	3人	0人
バイク	2人	0.2%	2人	0人	0人	0人
自家用車	745人	90.2%	519人	111人	114人	1人
タクシー	11人	1.3%	9人	1人	1人	0人
路線バス	25人	3.0%	17人	4人	4人	0人
電車	2人	0.2%	2人	0人	0人	0人
その他	11人	1.3%	7人	4人	0人	0人
未回答	0人	0.0%	0人	0人	0人	0人
合計	826人	100.0%	581人	121人	123人	1人

4.3.2 年齢別、主な来庁交通手段

(複数回答)

問9	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
徒歩	13人	1人	0人	1人	1人	2人	1人	3人	4人	0人
自転車	17人	1人	3人	2人	2人	4人	1人	2人	2人	0人
バイク	2人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
自家用車	745人	7人	67人	86人	109人	132人	150人	129人	65人	0人
タクシー	11人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	9人	0人
路線バス	25人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	8人	14人	0人
電車	2人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
その他	11人	0人	0人	0人	2人	1人	0人	2人	6人	0人
未回答	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 4.4.1 地域別、来庁用件

(複数回答)

問10	全 体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 住民票、戸籍、住民異動など	455人	27.4%	386人	29人	40人	0人
2 国保、年金など	187人	11.3%	158人	13人	16人	0人
3 税金に関する事など	203人	12.2%	163人	19人	21人	0人
4 水道料等の納付に関する事	78人	4.7%	65人	4人	9人	0人
5 高齢者サービスに関する事	115人	6.9%	85人	16人	13人	1人
6 障がいのある方のサービスなど	68人	4.1%	48人	12人	7人	1人
7 子どもの福祉関係	71人	4.3%	59人	5人	7人	0人
8 母子保健や健康に関する事	9人	0.5%	8人	0人	1人	0人
9 生活や環境に関する事	20人	1.2%	15人	4人	1人	0人
10 農業、商工業や就労に関する事	54人	3.3%	23人	15人	16人	0人
11 住宅、道路、上下水道に関する事	53人	3.2%	39人	9人	5人	0人
12 学校、教育に関する事	28人	1.7%	16人	6人	6人	0人
13 自治会、地域活動に関する事	70人	4.2%	43人	12人	15人	0人
14 市議会、その他会議の傍聴	12人	0.7%	5人	2人	4人	1人
15 会議、打合せの出席	48人	2.9%	19人	14人	15人	0人
16 入札、契約に関する事	18人	1.1%	11人	3人	4人	0人
17 展示物の観覧	72人	4.3%	42人	17人	13人	0人
18 その他	87人	5.2%	47人	22人	18人	0人
99 未回答	10人	0.6%	3人	4人	3人	0人
合 計	1,658人	100.0%	1,235人	206人	214人	3人

## 4.4.2 年齢別、来庁用件

(複数回答)

問10	全 体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	455人	5人	56人	61人	65人	78人	85人	66人	39人	0人
2	187人	0人	13人	10人	7人	27人	53人	49人	28人	0人
3	203人	0人	6人	18人	30人	30人	44人	52人	23人	0人
4	78人	0人	7人	9人	8人	11人	22人	13人	8人	0人
5	115人	0人	1人	4人	7人	24人	29人	28人	22人	0人
6	68人	0人	1人	3人	7人	14人	14人	19人	10人	0人
7	71人	0人	4人	33人	27人	6人	0人	1人	0人	0人
8	9人	0人	1人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	0人
9	20人	0人	0人	0人	2人	2人	7人	4人	5人	0人
10	54人	0人	2人	5人	7人	4人	16人	14人	6人	0人
11	53人	0人	2人	5人	13人	5人	16人	9人	3人	0人
12	28人	1人	2人	4人	12人	6人	2人	1人	0人	0人
13	70人	1人	1人	0人	8人	5人	25人	23人	7人	0人
14	12人	0人	0人	0人	2人	1人	1人	6人	2人	0人
15	48人	0人	0人	3人	12人	12人	13人	7人	1人	0人
16	18人	0人	0人	1人	5人	6人	4人	2人	0人	0人
17	72人	1人	1人	6人	9人	5人	13人	17人	20人	0人
18 その他	87人	3人	6人	13人	16人	17人	14人	11人	7人	0人
99 未回答	10人	0人	0人	1人	0人	2人	3人	1人	3人	0人

## 4.5.1 地域別、現本庁舎の評価

(複数回答)

問11	全 体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 駐車場が足りない	219人	11.5%	147人	42人	30人	0人
2 窓口がわかりにくい	265人	13.9%	177人	39人	48人	1人
3 一ヶ所で用事が済まない	259人	13.6%	176人	39人	44人	0人
4 バリアフリー化されていない	225人	11.8%	160人	31人	33人	1人
5 乳幼児への配慮がない	41人	2.1%	33人	5人	3人	0人
6 プライバシーの配慮がない	114人	6.0%	91人	7人	16人	0人
7 ロビー、廊下が狭い	171人	9.0%	116人	28人	27人	0人
8 トイレが使いづらい	177人	9.3%	133人	22人	21人	1人
9 市議会の傍聴が難しい	8人	0.4%	5人	2人	1人	0人
10 施設が古く不安	198人	10.4%	134人	22人	42人	0人
11 特に問題を感じない	148人	7.8%	108人	21人	19人	0人
12 その他	59人	3.1%	43人	11人	5人	0人
99 未回答	24人	1.3%	15人	6人	3人	0人
合 計	1,908人	100.0%	1,338人	275人	292人	3人

## 4.5.2 年齢別、現本庁舎の評価

(複数回答)

問11	全 体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	219人	2人	13人	17人	34人	42人	42人	46人	23人	0人
2	265人	0人	34人	37人	38人	51人	45人	35人	24人	1人
3	259人	2人	16人	23人	38人	39人	64人	46人	31人	0人
4	225人	1人	15人	19人	37人	41人	36人	42人	34人	0人
5	41人	0人	5人	13人	9人	9人	3人	1人	1人	0人
6	114人	1人	12人	14人	15人	29人	22人	16人	5人	0人
7	171人	1人	11人	12人	23人	30人	42人	33人	19人	0人
8	177人	2人	14人	22人	23人	26人	35人	29人	26人	0人
9	8人	0人	1人	0人	2人	0人	2人	2人	1人	0人
10	198人	3人	24人	24人	34人	42人	36人	26人	9人	0人
11	148人	5人	16人	17人	21人	16人	20人	34人	19人	0人
12 その他	59人	1人	6人	8人	17人	2人	13人	7人	5人	0人
99 未回答	24人	0人	1人	2人	0人	6人	3人	6人	6人	0人

## 4.6.1 地域別、本庁舎整備内容の選択

問12	全 体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 建替え	384人	39.1%	248人	82人	53人	1人
2 耐震補強	74人	7.5%	48人	16人	10人	0人
3 建替え推奨	300人	30.5%	187人	59人	54人	0人
4 耐震補強推奨	72人	7.3%	46人	15人	11人	0人
5 現状維持	47人	4.8%	32人	9人	6人	0人
6 その他	42人	4.3%	23人	12人	7人	0人
99 未回答	63人	6.4%	33人	13人	17人	0人
合 計	982人	100.0%	617人	206人	158人	1人

4.6.2 年齢別、本庁舎整備内容の選択

問12	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	384人	9人	44人	50人	61人	60人	62人	57人	41人	0人
2	74人	1人	9人	9人	8人	10人	11人	12人	14人	0人
3	300人	4人	24人	37人	30人	55人	60人	66人	24人	0人
4	72人	1人	5人	4人	13人	10人	17人	12人	10人	0人
5	47人	0人	4人	6人	6人	4人	8人	9人	10人	0人
6 その他	42人	1人	5人	5人	7人	7人	9人	2人	6人	0人
99 未回答	63人	1人	1人	3人	4人	3人	13人	17人	20人	1人

4.7.1 地域別、本庁舎の重要機能

(複数回答)

問13	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 一つの窓口で完結できる	394人	15.6%	250人	87人	57人	0人
2 窓口の時間延長	326人	12.9%	231人	53人	41人	1人
3 誰もが利用しやすい	381人	15.1%	241人	77人	62人	1人
4 防災拠点施設	292人	11.6%	199人	55人	38人	0人
5 省エネ、環境にやさしい施設	158人	6.3%	111人	23人	23人	1人
6 イベント、交流拠点施設	133人	5.3%	92人	25人	16人	0人
7 ゆとりある駐車場	227人	9.0%	145人	43人	39人	0人
8 維持管理しやすい施設	241人	9.6%	142人	51人	48人	0人
9 シンボルとなる施設	87人	3.5%	56人	14人	17人	0人
10 地域に分散して均衡化した庁舎	199人	7.9%	67人	78人	54人	0人
11 その他	33人	1.3%	20人	10人	3人	0人
99 未回答	50人	2.0%	32人	9人	9人	0人
合計	2,521人	100.0%	1,586人	525人	407人	3人

4.7.2 年齢別、本庁舎の重要機能

(複数回答)

問13	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	394人	6人	37人	46人	56人	69人	73人	58人	49人	0人
2	326人	3人	42人	62人	55人	64人	52人	30人	18人	0人
3	381人	7人	35人	39人	52人	74人	62人	65人	47人	0人
4	292人	7人	28人	34人	39人	46人	60人	50人	28人	0人
5	158人	3人	13人	16人	24人	18人	33人	38人	13人	0人
6	133人	3人	17人	16人	21人	18人	17人	25人	16人	0人
7	227人	2人	15人	30人	26人	40人	43人	45人	26人	0人
8	241人	3人	21人	29人	31人	36人	51人	42人	28人	0人
9	87人	4人	11人	9人	11人	8人	13人	20人	11人	0人
10	199人	1人	11人	17人	16人	31人	50人	45人	28人	0人
11 その他	33人	0人	7人	2人	10人	3人	8人	2人	1人	0人
99 未回答	50人	2人	2人	1人	3人	1人	8人	13人	19人	1人

## 4.8.1 地域別、本庁舎に求める付帯機能

(複数回答)

問14	全 体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 市民が利用できるスペース	405人	18.2%	260人	90人	54人	1人
2 乳幼児連れに配慮	258人	11.6%	175人	47人	36人	0人
3 作品展示できるスペース	95人	4.3%	57人	20人	18人	0人
4 情報展示できるスペース	285人	12.8%	172人	62人	50人	1人
5 売店、喫茶店	370人	16.6%	248人	65人	56人	1人
6 図書館など	243人	10.9%	141人	64人	38人	0人
7 金融機関、郵便局	343人	15.4%	217人	72人	54人	0人
8 現状程度	143人	6.4%	87人	29人	27人	0人
9 その他	26人	1.2%	16人	9人	1人	0人
99 未回答	62人	2.8%	38人	14人	10人	0人
合 計	2,230人	100.0%	1,411人	472人	344人	3人

## 4.8.2 年齢別、本庁舎に求める付帯機能

(複数回答)

問14	全 体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	405人	12人	42人	43人	56人	67人	66人	77人	42人	0人
2	258人	4人	26人	44人	39人	42人	45人	39人	19人	0人
3	95人	5人	5人	13人	11人	6人	18人	20人	17人	0人
4	285人	2人	29人	21人	29人	47人	65人	58人	34人	0人
5	370人	6人	41人	39人	43人	60人	75人	64人	42人	0人
6	243人	11人	20人	31人	51人	34人	46人	33人	17人	0人
7	343人	1人	38人	41人	51人	69人	60人	50人	33人	0人
8	143人	1人	15人	19人	19人	18人	29人	19人	23人	0人
9 その他	26人	1人	1人	2人	6人	7人	6人	3人	0人	0人
99 未回答	62人	1人	2人	3人	2人	3人	9人	19人	22人	1人

## 4.9.1 地域別、整備候補地の選定要件

(複数回答)

問15	全 体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 活性化のため中心市街地	425人	16.7%	306人	69人	49人	1人
2 市有地の活用で経費削減	486人	19.1%	289人	104人	93人	0人
3 防災面で安全性の高いこと	443人	17.4%	274人	99人	69人	1人
4 公共機関の便が良い	500人	19.6%	321人	105人	74人	0人
5 駐車スペースの確保	438人	17.2%	281人	85人	72人	0人
6 金融機関等に近いところ	166人	6.5%	106人	30人	29人	1人
7 その他	34人	1.3%	20人	8人	6人	0人
99 未回答	58人	2.3%	25人	21人	12人	0人
合 計	2,550人	100.0%	1,622人	521人	404人	3人



4.9.2 年齢別、整備候補地の選定要件

(複数回答)

問15	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	425人	10人	34人	48人	63人	57人	81人	76人	55人	1人
2	486人	4人	46人	63人	61人	89人	93人	79人	50人	1人
3	443人	7人	51人	56人	60人	75人	84人	74人	36人	0人
4	500人	10人	52人	43人	67人	84人	95人	75人	73人	1人
5	438人	4人	38人	67人	66人	68人	87人	75人	33人	0人
6	166人	4人	15人	14人	23人	18人	24人	35人	33人	0人
7 その他	34人	0人	3人	4人	8人	6人	8人	3人	2人	0人
99 未回答	58人	2人	1人	3人	2人	4人	7人	22人	17人	0人

4.10.1 地域別、建設適地

問16	全体	割合	美祢地域	美東地域	秋芳地域	地区不詳
1 現在地	351人	65.0%	271人	31人	49人	0人
2 現在地周辺	80人	14.8%	57人	14人	9人	0人
3 美東町内	7人	1.3%	0人	7人	0人	0人
4 秋芳町内(含旧美祢高)	31人	5.7%	4人	11人	16人	0人
5 伊佐町(含美祢IC付近)	12人	2.2%	5人	6人	1人	0人
6 旧大嶺高敷地	8人	1.5%	7人	0人	1人	0人
7 美祢市の中心	25人	4.6%	12人	11人	2人	0人
8 高台の被災しにくい場所	9人	1.7%	7人	1人	1人	0人
9 その他	17人	3.1%	6人	8人	3人	0人
小計	540人	100.0%	369人	89人	82人	0人
99 未回答	443人	45.1%	247人	118人	77人	1人
合計	983人	100.0%	616人	207人	159人	1人

4.10.2 年齢別、建設適地

問16	全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不詳
1	351人	3人	25人	45人	43人	54人	76人	61人	43人	1人
2	80人	1人	9人	5人	15人	12人	11人	19人	8人	0人
3	7人	0人	1人	1人	1人	2人	1人	1人	0人	0人
4	31人	0人	3人	3人	5人	6人	4人	7人	3人	0人
5	12人	0人	1人	0人	5人	1人	3人	1人	1人	0人
6	8人	0人	0人	1人	0人	1人	3人	2人	1人	0人
7	25人	0人	1人	4人	2人	5人	6人	5人	2人	0人
8	9人	0人	0人	1人	3人	0人	3人	2人	0人	0人
9 その他	17人	0人	1人	2人	1人	3人	5人	3人	2人	0人
小計	540人	4人	41人	62人	75人	84人	112人	101人	60人	1人
99 未回答	443人	13人	51人	51人	54人	65人	69人	74人	66人	0人